

議決権行使レポート

証券コード 4462

会社名 石原ケミカル

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金の処分の件	○		
第2号議案 定款一部変更の件	○		
第3号議案 取締役8名選任の件			
酒井 保幸 氏	○		
内田 衛 氏	○		
越山 剛 氏	○		
山口 恭正	○		
谷田 豊	○		
芝 一教	○		
藤本 明彦	○		
有原 邦夫	○		
第4号議案 監査等委員である取締役8名選出の件			
山下 隆文	○		
永野 卓美	○		
芝池 勉	○		
大槻 和子	○		
第5号議案 取締役の報酬額決定の件	○		
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	○		
第7号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	○		
第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続の件	○		
第9号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件		○	
第10号議案 自己株式取得の件		○	
第11号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件		○	

※第1号～第8号は会社提案 第9号～第11号は株主提案

上記の推奨をした理由

<第1号議案>



図1 配当性向 (%)

剰余金の処分について賛成する。石原ケミカル株式会社（以下石原ケミカル）の最新の10年間配当性向を見たところ、変化が大きいものの、たいていは目安となる30%を上回っている。直近において、新型コロナによる影響力の低下で配当性向も2023年は去年から約10%伸びている。また、株主優待も行われており、株主に対する紳士的な態度がとられており、業績に応じた増配を検討するなど弾力的な還元策をはかっていく方針であることから賛成する。

<第2号議案>

定款一部変更について、賛成する。主に、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更が加えられている。移行する目的として、透明性の高い経営を実現し、コーポレートガバナンスのさらなる充実と企業価値の向上を推進することが挙げられている。また、監査等委員を除く取締役の任期が二年から一年に短縮されていることを踏まえると社外からの監査や審査の機会が増えるため、より信頼性の高い企業としてさらなる活躍が期待できる。しかし、第23条の重要な業務執行の決定の委任に関して疑問が浮かぶ。これは重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるというものである。会議などの効率性の向上が期待できる半面、従業員らからの建設的な意見を見落としてしまう可能性が考えられる。全体としては賛成である。

<第3号議案>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件について賛成である。この議案は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員が任期満了となるため、取締役の選任を行うためのものである。

（ご参考）本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

氏名	地位	専門性・経験								
		企業経営	営業 ・ マーケティング	技術 ・ 研究開発	製造 ・ 品質	海外事業	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク管理	人事 ・ 労務	ESG ・ サステナビリティ
酒井 保幸	代表取締役社長	○	○			○				○
内田 衛	常務取締役	○		○				○		○
越山 剛	常務取締役	○	○			○		○		
山口 恭正	取締役	○					○		○	○
谷田 豊	取締役	○			○			○		○
芝 一教	取締役	○	○	○		○				
藤本 昭彦	取締役		○			○				○
有原 邦夫	社外取締役	○	○						○	○
山下 隆史	取締役 (監査等委員)	○	○				○			○
永野 卓美	社外取締役 (監査等委員)	○					○			○
芝池 勉	社外取締役 (監査等委員)	○					○			○
大槻 和子	社外取締役 (監査等委員)	○					○			○

（注）上記一覧表は、各取締役の有する全ての専門性や経験を表すものではありません。

図2 取締役のスキルマトリックス

図2を参照すると、上部8名の取締役はほぼ全員が企業経営に携わった経験があり、八名全員を合わせると幅広い分野の専門性や経験を所持していることとなりバランスがうまく取れているといえる。社外取締役の有原邦夫氏を除く7名は全員が35年以上にわたり、石原ケミカルに所属しており、十分な経験を備えている。業績は6年連続で売上が上昇し続けていることから、会社は安定的に良い業績を残しているといえる。さらに、取締役会の人選について、「株主総会後の取締役会に占める社外取締役の割合が3分1未満の場合、または社外取締役が2名未満の場合原則として反対を推奨する」というISSの反対を推奨する基準に達しておらず、取締役7名とも再任に値する。また、有原邦夫氏は7年にわたって社外取締役を務めており、石原ケミカルの株式は全く所有していない上、の定める社外役員の独立性判断基準を満たしているため、独立性は十分維持されていると判断することができる。そのため、有原邦夫氏の再任にも賛成できる。

<第4号議案>

監査等委員である取締役4名選任の件について、賛成する。監査等委員で唯一の社内取締役である山下隆史氏は約50年にわたり営業部門や購買部門を経験し、石原ケミカルを熟知していることから賛成できるといえる。また、社外取締役の三名においては、永野卓美氏は税理士として、芝池勉氏と大槻和子氏は公認会計士として、20年以上の経験を持つ。また、永野氏と芝池氏は税理士事務所や公認会計士事務所の代表を務めており、信頼

性が高いといえる。大槻氏においても、他社の社外取締役と務めているのでその経験を反映できるため、期待ができるといえる。

<第5、6号議案>

取締役の報酬額決定の件について、賛成する。内容としては、取締役の報酬額を、2億3000万円以内（うち社外取締役分は2000万円以内）としている。また、監査等委員である取締役の報酬額を年額3000万円以内としている。ここで上場企業の平均の報酬額をもとに比較しながら考えていく。

区 分	規 模 計					1,000 人 以 上				
	社 数 (社)	平均年齢 (歳)	報酬月額 (万円)	年間賞与 (万円)	年間報酬 (万円)	社 数 (社)	平均年齢 (歳)	報酬月額 (万円)	年間賞与 (万円)	年間報酬 (万円)
会 長	47	70.4	355 (91.8)	381 (8.2)	4,641 (100.0)	17	70.0	496 (92.5)	483 (7.5)	6,435 (100.0)
社 長	125	59.1	328 (78.1)	1,103 (21.9)	5,039 (100.0)	36	60.2	419 (67.0)	2,474 (33.0)	7,502 (100.0)
副 社 長	27	62.6	302 (86.7)	555 (13.3)	4,179 (100.0)	14	63.7	342 (81.7)	922 (18.3)	5,026 (100.0)
専 務 取 締 役	57	60.5	218 (85.6)	439 (14.4)	3,055 (100.0)	22	60.6	251 (82.4)	645 (17.6)	3,657 (100.0)
常 務 取 締 役	63	59.8	169 (87.9)	279 (12.1)	2,307 (100.0)	18	57.2	199 (85.6)	402 (14.4)	2,790 (100.0)
取 締 役 (兼務は除く)	51	55.4	140 (83.6)	329 (16.4)	2,009 (100.0)	11	53.4	169 (81.2)	470 (18.8)	2,498 (100.0)
従業員兼務取締役	33	56.0	116 (83.6)	273 (16.4)	1,665 (100.0)	6	58.8	137 (87.9)	226 (12.1)	1,870 (100.0)
監査等委員の 取 締 役	34	62.4	121 (97.6)	36 (2.4)	1,488 (100.0)	9	61.6	161 (97.5)	49 (2.5)	1,981 (100.0)
常 勤 監 査 役	84	62.2	115 (99.2)	11 (0.8)	1,391 (100.0)	24	60.7	168 (99.6)	8 (0.4)	2,024 (100.0)
区 分	300 ～ 999 人					300 人 未 満				
	社 数 (社)	平均年齢 (歳)	報酬月額 (万円)	年間賞与 (万円)	年間報酬 (万円)	社 数 (社)	平均年齢 (歳)	報酬月額 (万円)	年間賞与 (万円)	年間報酬 (万円)
会 長	19	70.6	298 (92.6)	284 (7.4)	3,860 (100.0)	11	70.5	237 (87.9)	390 (12.1)	3,234 (100.0)
社 長	44	62.3	329 (85.5)	671 (14.5)	4,619 (100.0)	45	55.2	256 (87.7)	429 (12.3)	3,501 (100.0)
副 社 長	7	64.1	236 (95.4)	136 (4.6)	2,968 (100.0)	6	58.2	286 (94.8)	190 (5.2)	3,622 (100.0)
専 務 取 締 役	21	61.1	212 (87.2)	372 (12.8)	2,916 (100.0)	14	59.4	175 (90.6)	217 (9.4)	2,317 (100.0)
常 務 取 締 役	24	61.4	180 (91.3)	207 (8.7)	2,367 (100.0)	21	60.1	130 (86.0)	255 (14.0)	1,815 (100.0)
取 締 役 (兼務は除く)	23	57.5	144 (82.5)	367 (17.5)	2,095 (100.0)	17	53.7	116 (88.2)	186 (11.8)	1,578 (100.0)
従業員兼務取締役	13	55.9	126 (83.4)	300 (16.6)	1,812 (100.0)	14	54.9	99 (81.6)	268 (18.4)	1,456 (100.0)
監査等委員の 取 締 役	10	63.7	145 (99.7)	6 (0.3)	1,746 (100.0)	15	62.1	81 (95.4)	47 (4.6)	1,019 (100.0)
常 勤 監 査 役	32	64.3	107 (98.6)	18 (1.4)	1,302 (100.0)	28	61.0	79 (99.6)	4 (0.4)	952 (100.0)

図3 役位別に見た報酬と賞与（常勤の場合）

石原ケミカルの従業員数は286人であるため、図の右下の部分に所属する。調査の母体が少ないため、推測するのは難しいが、特に取締役の報酬額について、比較的報酬額は高いのではないと思われる。しかし、「以内」であるため、第2議案にもあったように、取締役の決定権の強化などを踏まえ、取締役の会社に対する責任が大きくなるのを踏まえると妥当といえる。従業員の収入は約650万円と言われており、化学業界でも平均的であるので報酬額の極端な偏りもないので問題ないと思われる。

<第7号議案>

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について、賛成する。これは第5号議案の報酬に加え、取締役（監査等委員の取締役、社外取締役を除く）を対象に年額4000万円以内の譲渡制限付株式の付与のための報酬を支払うというものである。ほとんどの取締役が1万株以上を所持しており、発行済み株式総数に対する希釈化率が0.3%程度で軽微であることを踏まえると妥当的だといえる。（株価は2023/06/23時点で1708円である）

<第8号議案>

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の継続の件について、賛成する。というのも、監査等委員会設置会社への移行に伴う方式の変化であり、基本的な内容に変更はないため、取締役会や監査役から許可が出ているため、賛成して問題ないといえる。

<第9号議案>

譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件について、反対する。第4号案件がインセンティブの報酬が過度に大きいこと、そしてISSの議決権行使助言基準にも記されているように、社外の協力者への報酬が難点として挙げられる。

<第10号議案>

自己株式取得の件について、反対する。事業拡大、企業価値の上昇を目標とした投資のため、内部留保の充実化が行われている、という理由の下、株主提案の提案する過大な自己株式の取得を行わないという主張は理にかなっていると判断した

<第11号議案>

社外取締役の員数に関する定款変更の件について、反対する。独立社外取締役を増やす本来の狙いは、取締役会の監視機能として社外の目を入れることにある。しかし、他社を見ると、独立社外取締役を増やしても会社の不祥事などは起こり続け、業績向上につながるとは言いにくい。投資家としては社外取締役による監査の機会を積極的に増やしたいと考えている可能性が高いといえるが、確実にそうなるといえる保証がないことを踏まえるところの議案には賛成できない。